

理工学研究所紀要編集規程

(趣旨)

第1条 本規程は、立命館大学理工学研究所紀要「理工学研究所紀要」の編集及び刊行に関する重要事項を定める。

(刊行の目的)

第2条 理工学研究所（以下、「研究所」という）は、研究所の成果ならびに研究所が支援を行った研究課題の成果を発信し、立命館大学（以下、「本学」という）における理工学研究の興隆と発展を目的として紀要「理工学研究所紀要」（以下、「紀要」という）を発行する。

(編集・刊行等)

第3条 紀要の運営、原稿募集、編集、刊行は理工学研究所のもとに設置される理工学研究所委員会（以下、研究所委員会）が行う。

(投稿資格)

第4条 本学の教授、准教授、講師または助教を著者に含むこと。

(掲載内容)

第5条 投稿論文、研究所から研究費助成を受けた研究課題による研究報告とし、初出の日本語または外国語（英、独、仏）のものに限る。

(発行)

第6条 紀要は、1年1巻発行することを原則とし研究所 Web ページ等への掲載と紙面印刷（冊子）をもって発行とする。

(執筆要領)

第7条 紀要に投稿する原稿については、研究所委員会が別に定める「理工学研究所紀要執筆要領」によるものとする。

(原稿の受理)

第8条 投稿原稿の受理は、本規程ならびに執筆要領に従って判定する。

2 内容が第5条の掲載内容に合致しないもの、体裁が執筆要領に指定された書式から著しく逸脱したものは、研究所委員会にて審議の上、原稿を受理せず、発表、登載をしない場合がある。

(研究倫理・著作権)

第9条 紀要に投稿することができる論文は、研究上の一般的な倫理および研究主題に関連した倫理を遵守したものに限り。

第10条 著者は、個人情報保護への配慮等に十分注意して投稿原稿を作成しなければならない。剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。

第11条 著者は、研究所が著作物を複製し、公衆送信することを許諾する。

第12条 掲載にあたり、著者は第9条、第10条および第11条に関する所定の誓約・承諾書を提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、紀要の編集に関する必要な事項は、研究所委員会が定める。

付則

1. 本規程の改廃は、研究所委員会が行う。
2. 本規程は、2017年10月10日に施行し、本誌第76号から適用する。
本規程は、2018年10月22日より施行する。

附則（第8条 原稿の受理 の第2項追加に伴う一部改正）